

# 公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について【県内学校用】 公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の申請について【県内学校用】

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、

**保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を対象**に、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付します。（返済は不要です。）

## 1 給付対象となる世帯

令和2年7月1日現在で、次の（1）から（4）のすべてに該当する世帯

（1）生徒が公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学していること。

（2）保護者が岩手県内に居住していること。

※保護者が県外に居住している場合は保護者の居住地の都道府県に申請することとなります。

各都道府県のお問合せ先は、事務室にお問い合わせいただくか、文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。

（3）児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。

（4）保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。

※道府県民税所得割及び市町村民税所得割は、課税証明書・住民税納税通知書・納税義務者用の特別徴収税額決定通知書等で確認できます。

## 2 生徒一人当たりの支給額

対象者		国公立（年額）	参考 私立（年額）
生活保護受給世帯の高校生等	全日制・定時制・通信制課程	32,300円	52,600円
非課税世帯の高校生等	全日制・定時制課程	第1子の高校生等	84,000円
		第2子以降の高校生等	129,700円
	通信制課程	36,500円	38,100円
専攻科生徒（生活保護受給世帯・非課税世帯）		36,500円	38,100円

※非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）の高校生等の保護者等及び専攻科生徒の保護者等のうち、オンライン学習（家庭でのオンライン学習も含む）の通信費を負担している方に、10,000円を加算して給付します。

※保護者等に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合の第1子、第2子の順は生年月日順となります。なお、通信制の高等学校等に在学する高校生等を含む複数の高校生等がいる場合は、通信制の高校生等は第1子の高校生等として取り扱います。

※新入生の保護者等で、前倒し給付（4月～6月分）を受けている方は、年額から既に給付されている給付額を差し引いた額を給付します。前倒し給付を申請しなかった方や給付にならなかった方で、今回の申請で給付対象となる場合は、年額が給付されます。

申請希望届の提出期限：令和2年 月 日  
申請書類等の提出期限：令和2年 月 日  
提出先：岩手県立〇〇高等学校事務室  
電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

### 3 申請手続き（申請希望届が提出後に申請用紙等を配付します。）

次の書類を学校が定めた期日までに提出してください。

対象者	提出書類
ア 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯	①公立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号）※1
	②広域振興局又は市福祉事務所が交付する7月1日現在で生活保護（生業扶助）を受給していることを確認できる生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（参考様式-2）
	③振込口座届（様式第5号）※2
	④委任状（様式第6号） ※代理受領を希望する場合
イ 上記アを除く、非課税世帯	①公立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号）※1
	②個人番号カードの写し等 又は、保護者等（父母等）の令和2年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等の写し ※3※4
	③15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している子の健康保険証等の写し ※5
	④振込口座届（様式第5号）※2
	⑤委任状（様式第6号） ※代理受領を希望する場合
（通信費を負担している場合）	⑥オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-6号）
ウ 専攻科生徒（生活保護受給世帯・非課税世帯）	①公立高等学校生徒等奨学給付金給付申請書（様式第1号）※1
	②保護者等（父母等）の令和2年度県民税・市町村民税課税（非課税）証明書等の写し 生活保護受給世帯については、広域振興局又は市福祉事務所が交付する生活保護を受給していることを確認できる証明書 ※3
	③振込口座届（様式第5号）※2
	④委任状（様式第6号） ※代理受領を希望する場合
（通信費を負担している場合）	⑤オンライン学習の通信費に係る誓約書（参考様式-6号）

※1 記入方法は別紙記入上の注意及び記入例を参照してください。

※2 申請者本人名義の口座を記載してください。（通帳の表紙のコピーを添付してください。）

※3 本給付金では無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明書等の写しが必要です。

※4 個人番号カードの写し等を提出する場合は、提出書類早見表により添付書類を確認し、提出してください。

※5 国民健康保険へ加入の世帯の場合は、扶養の事実の申立書（参考様式-3）を提出してください。

### 4 支給方法

審査により支給が決定された場合、下記のいずれか希望する方法で受給できます。

(1) 口座振込 令和2年10月末（予定）までに届出の口座に振込みます。

(2) 学校長による代理受領

学校長が保護者等に代わって受領し、給付決定日時点の学校徴収金等の未済金（給付決定日以降に徴収するものも含む）に充当します。希望される方は、様式第6号の委任状を提出してください。

### 5 その他

(1) 事実と異なる内容の申請を行ない、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。

(2) 新入生を対象とした前倒し給付に申請しなかった方や給付対象とならなかった方も、申請することができます。